

幼保連携型認定こども園設置認可等の事務取扱に係る留意事項

1 幼保連携型認定こども園設置認可（届）の手続

(1) 公立幼保連携型認定こども園の設置届の手続

公立幼保連携型認定こども園を設置しようとする市町村は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第16条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。）第15条第1項の規定により、開設予定年月日の属する年度の前年度の12月末日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、幼保連携型認定こども園設置届出書（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年鹿児島県規則第111号。以下「法施行細則」という。）第3号様式）に別表1に掲げる書類を添付し、子育て支援課に届け出ること。

(2) 私立幼保連携型認定こども園の設置認可の手続

私立幼保連携型認定こども園の設置認可を受けようとする設置主体は、法第17条第1項及び府省令第15条第1項の規定により、開設予定年月日の属する年度の前年度の6月末日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（法施行細則第6号様式）に別表1に掲げる書類を添付し、子育て支援課に提出すること。

提出にあたっては、事前に施設の所在市町村との協議が完了していること。

なお、市町村は、協議にあたっては、市町村子ども・子育て支援会議等の意見を聴取すること。

2 幼保連携型認定こども園の内容変更（届）の手続

(1) 公立幼保連携型認定こども園の内容変更の手続

公立幼保連携型認定こども園の内容を変更しようとする市町村は、法第29条第1項及び府省令第15条第2項の規定により、内容変更を予定する日の2週間前までに、認定こども園申請事項変更届出書（法施行細則別記第10号様式）に別表2に掲げる書類を添付し、子育て支援課に届け出ること。

また、1の(1)に定める届け出を知事が受理した後、当該幼保連携型認定こども園の開設までの間に、設置届出書の内容に変更が生じた場合は、当該幼保連携型認定こども園の開設日までに、認定こども園申請事項変更届出書（法施行細則別記第10号様式）に設置届出書に添付した書類のうち、変更が生じた書類を変更後の内容に修正したものを添付し、子育て支援課に届け出ること。

(2) 私立幼保連携型認定こども園の内容変更の手続

私立幼保連携型認定こども園の内容を変更しようとする設置主体は、法第29条第1項及び府省令第15条第2項の規定により、内容変更を予定する日の2週間前（ただし、分園の設置・廃止の場合は、設置（廃止）予定日の3ヶ月前）までに、認定こども園申請事項変更届出書（法施行細則別記第10号様式）に別表2に掲げる書類を添付し、子育て支援課に届け出ること。

また、1の(2)に定める申請を知事が認可した後、当該幼保連携型認定こども園の開設までの間に、設置認可申請書の内容に変更が生じた場合は、当該幼保連携型認定こども園の開設日までに、認定こども園申請事項変更届出書（法施行細則別記第10号様式）に設置認可申請書に添付した書類のうち、変更が生じた書類を変更後の内容に修正したものを添付し、子育て支援課に届け出ること。

なお、知事に認可を受けた利用定員の変更及び分園の設置・廃止を行う場合は、事前に施設の所在市町村との協議が完了していること。

3 幼保連携型認定こども園の設置主体変更の手続

(1) 公立幼保連携型認定こども園の設置主体変更の手続

公立幼保連携型認定こども園の設置主体を変更しようとする市町村は、法第16条及び府省令第18条の規定により、変更予定年月日の属する年度の前年度の12月末日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、新旧の設置主体が連署して、幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（法施行細則第5号様式）に別表1に掲げる書類を添付し、子育て支援課に届け出ること。

なお、変更後の設置主体が国及び地方公共団体以外の者である場合は、次項によるものとする。

(2) 私立幼保連携型認定こども園の設置主体の手続

私立幼保連携型認定こども園の設置主体を変更しようとする設置主体は、法第16条及び府省令第18条の規定により、変更予定年月日の属する年度の前年度の6月末日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、新旧の設置主体が連署して、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（法施行細則第8号様式）に別表1に掲げる書類を添付し、子育て支援課に提出すること。

4 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の手続

(1) 公立幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の手続

公立幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとする市町村は、法第16条及び府省令第17条の規定により、廃止又は休止を予定する日の3ヶ月前（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（法施行細則第4号様式）を知事に届け出ること。

(2) 私立幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の手続

私立幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとする設置主体は、法第17条第1項及び府省令第17条の規定により、廃止又は休止を予定する日の6ヶ月前（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（法施行細則第7号様式）に別表3に掲げる書類を添付し、子育て支援課に提出すること。

提出にあたっては、事前に相当の期間をもって施設の所在市町村と協議を行い、協議を受けた市町村は、子育て支援課に情報提供を行うこと。

なお、市町村は、協議にあたっては、市町村子ども・子育て支援会議等の意見を聴取すること。